

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果  
省庁名【法務省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号45)

【司法解剖】

遺族の知らないままに、臓器等の遺体の一部が解剖先の大学病院などで保管されている事実がある。司法解剖に関する遺体の管理について、法律を作るか、あるいは、警察がきちんと遺族に説明することを徹底してほしい。

【検討結果】

御遺族の心情を踏まえ、関係する省庁や他機関とも協議しつつ、御遺族に対して適切な説明が行われるような運用を行うことについて引き続き検討してまいりたい。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

関係する省庁や他機関との協議が必要。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【厚生労働省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 46)

【婦人保護施設における人材育成と専門教育カリキュラムの整備】

婦人保護施設の職員は、性暴力被害者にとって最も身近な支援者である。現状では専門教育も受ける機会が少なく、専門的支援スキルもなかなか修得できにくい。被害者が求める人材育成を図り、地域差のない支援を提供されるべきである。それは現場での専門性の養成のみに留まらず、専門教育機関でも実践に役立つカリキュラムの実施を国レベルで構築してほしい。

【検討結果】

○厚生労働省において、婦人保護施設における性暴力被害者支援の現状についての実態を把握しつつ、引き続き、全国婦人保護施設長連絡協議会や全国婦人保護施設指導員研究協議会の場を活用して職員の専門的な資質向上を図っていくとともに、都道府県が実施する婦人相談所や婦人保護施設の職員、婦人相談員等を対象とした研修の取組を推進する。

【参考：関連する現行施策】

- 配偶者からの暴力相談担当職員研修事業（児童虐待・DV対策等総合支援事業に計上）
- 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業（                   "                   ）

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【厚生労働省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 48)

【被害者参加制度と裁判員裁判制度】

裁判員は「裁判員特別休暇」制度がかなりの企業で普及している。一方、犯罪被害回復のための特別休暇制度は、広報も積極的に行われていない。被害者が市民(裁判員)よりも不十分な扱いを受けている印象を受けるので、裁判員裁判制度とセットで強力に推進していく必要がある。

【検討結果】

○被害回復のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、引き続き、アンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレット等により事業主や被雇用者に対して、犯罪被害者等の置かれている状況などについて周知・啓発を図る。

【参考：関連する現行施策】

○アンケート調査、リーフレット・ポスターの作成・配布

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【厚生労働省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 49 )

【専門医の養成と治療システムの整備】

性暴力被害者の治療にあたれる精神科専門医は全国的にみても大変少ないのが現状である。

性暴力被害によるPTSDなどの後遺症への治療、さらに子どもに至っては児童精神科の専門医師はあまりにも少ない。この現状は年齢を問わず被害者の権利回復のために解決すべき喫緊の課題である。何処に住んでいても被害者が安心安全に支援(治療)を受けられるよう専門医の養成とシステムを強化充実させてほしい。

【検討結果】

- 厚生労働省において、今後とも平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を継続して実施し、PTSD対策に係る専門家を養成するとともに、厚生労働科学研究において平成19年度に作成した精神保健福祉センターや保健所等における犯罪被害者等支援のマニュアル、ガイドライン等を活用し、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。
- 厚生労働科学研究において行われている、医療現場における犯罪被害等による精神疾患の実態調査及びそれを踏まえて新しく作成する犯罪被害者等に関する対応ガイドラインを踏まえ、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実を図る。

【参考：関連する現行施策】

- 平成8年度～「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」  
平成21年度までに合計2,383人の研修終了者が存在。
- 現行計画では「厚生労働省において、犯罪被害者等の重度のPTSD等重度ストレス反応について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、診断・治療等を行う専門家が全国的に不足していることを前提に、実態を把握し、その上で、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の在り方を含め、必要とされる高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策を検討し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。」とあるところ、厚生労働科学研究において平成17年度から19年度にかけて「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」(主任研究者：小西 聖子 武蔵野大学教授)を行い、地域精神保健機関におけるマニュアル(「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引ー精神保健福祉センター・保健所等における支援ー」)を作成した。
- 平成20年度より3年計画で「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入手法の開発に関する研究」(主任研究者：金 吉晴 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 成人精神保健研究部 部長)を行っており、その結果を基に研修の充実や、ガイドラインの作成を行う予定である。

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【国土交通省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 50)

【交通事故被害者専用リハビリ施設の病床数の増加】

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)により指導経営されている交通事故被害者専用リハビリ施設である療護センターについて、希望してもすぐ入所できないため病床数を増やしてほしい。

【検討結果】

交通事故による重度後遺障害数が依然として高い水準で推移していることを踏まえ、これらの方々が質の高い治療・看護を受けられる機会の拡充を図る。

【参考：関連する現行施策】

【備考】